

初 回 振 替 契 約

(にこにこふりかえプラン)

平成28年4月1日 実施

本 則

1 目 的

この低圧選択約款は、当社の指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法によりお客さまに料金を支払っていただくことを促進することによって、営業費の削減を図り、効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2 低圧選択約款の変更

- (1) 当社は、この低圧選択約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この低圧選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧選択約款によります。
- (3) この低圧選択約款を変更する場合には、当社は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 適用範囲

低圧選択約款の時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯により電気の供給を受け、当社の指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により料金を支払われるお客さまで、この低圧選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

ただし、複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合には適用

いたしません。

4 契約の成立

初回振替契約は、お客様の申込みを当社が承諾し、かつ、お客様の指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

5 料 金

(1) 各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯によって算定された基本料金および電力量料金の合計からこの低圧選択約款以外の低圧選択約款によって算定された割引額および次の初回振替契約割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯によって算定された料金といたします。

初回振替契約割引額（1契約につき）	54円00銭
-------------------	--------

(2) 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、(1)の初回振替契約割引額は適用いたしません。

6 初回振替契約の廃止

(1) お客様が初回振替契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) 初回振替契約は、次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ お客様が、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯による需給契約を廃止した場合は、需給契約

が消滅した日に初回振替契約が消滅したものといたします。

ロ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に初回振替契約が消滅したものといたします。

7 その他

その他の事項については、電気供給約款（平成27年12月1日届出。なお、当社が電気供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）および低圧選択約款の時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯にかかわる規定を準用するものといたします。

附 則

この低圧選択約款の実施期日

この低圧選択約款は，平成28年4月1日から実施いたします。